

## 水稻農家の皆様へ

噴火に伴う河川水の汚染被害について  
水稻共済の共済金が支払われます

本年産（平成30年）水稻の作付けの準備をしていたものの、  
水稻共済の責任期間である移植期において、噴火に伴う河川水の  
汚染被害が継続し、作付けできなかつた場合は、共済金の支払対象  
となります。

この場合、共済金は、経営コストを勘案して通常の半分を支払う  
仕組みとなっており、多くの方が加入している一筆方式7割補償の  
場合は耕地ごとの基準収穫量の3.5割に相当する共済金が支払われます。

<10a当たりの試算例> 一筆方式7割補償の場合 基準収穫量486kg X 単価202円 x 35% = 34,360円
---

## ○ 留意事項

- ・ 水稻の作付け準備をしている方は、共済細目書異動申告票を  
**6月1日**までに農業共済組合に提出してください。  
(伊佐地区の方は同封の営農計画書で対処いたします。)
- ・ 移植期(6月上旬~6月下旬)において、必ず、農業共済組合に  
損害通知(被害申告)の連絡をしてください。
- ・ 水稻から他の作物を作付けする場合は、必ず、事前に 農業共済  
組合に御連絡ください。
- ・ 掛金を納入いただかないと、共済金は支払われません。

## 【連絡先】

かごしま中部農業共済組合 (本所)	TEL0995-59-3211
(伊佐支所)	TEL0995-26-3131
(溝辺支所)	TEL0995-59-3003
農林水産省経営局保険監理官	TEL03-6744-2180
県農政部農業経済課農業共済係	TEL099-286-3134
鹿児島県農業共済組合連合会	TEL099-255-6161